

開催日時：令和元年 8 月 7 日（水） 10：35～14：14

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官、福田勲内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和元年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 5：社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件の緩和（厚生労働省）>

（大橋部会長代理）既に保育所については、緊急整備の必要性ということで平成12年に通知を出されて改正されている。それから20年近くたって、同じような緊急整備の必要性がある本件について着手いただけるということだが、放課後児童クラブについて、これまで改正がされてこなかった何か特異な事情や支障があったのか。

（厚生労働省）平成12年以降の経緯を全て把握しているわけではないため正確には分からないが、少なくとも最近に関しては、特段強い要望をいただいていたということ。

（大橋部会長代理）これから改正を検討していく上で、強い支障や難しい問題があるということを何か認識されているということはないということか。

（厚生労働省）これから改正に向けて検討していくものではあるが、現時点では、明確な阻害要因になるといったことは把握していない。

（高橋部会長）基本的には保育所等と同列な取扱いで改正するということか。

（厚生労働省）検討の中で想定外の要因が把握されない限りは、特例が設けられているほかの通所施設と同様の扱いができるよう通知を改正したいと考えているところ。

（高橋部会長）改正を検討するに当たってのスケジュールは。

（厚生労働省）極力速やかにと考えている。可能であれば今年度中に改正できればいいと思っている。

（高橋部会長）スケジュールは事務局とよく相談しながらお願いしたい。

<通番 2：里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化（内閣府、厚生労働省）>

（高橋部会長）対応について市町村の判断によるとのことだが、こういうものはルールを明確化することが必要なのではないかと。里帰り出産は結構あり得る話なので、一々市町村間で話し合っただけで決めなければならないというのではなく、そこはルールなりをしっかりと明確化することが重要だと思うがいかがか。

（厚生労働省）今般、鳥取県からの御提案を詳細に拝見したが、具体的にどういうルールを望んでいるかが御提案の資料からは分からないので、どういったルールを求められているかを、これから詳細に確認をした上で勉強させていただきたい。

（高橋部会長）一番問題なのは辞めなければいけないかどうか、つまり一時預かり事業で預ける場合に、もとの保育園等を辞めなければいけないのが保護者にとっては難しい話であり、また、それがばらばらだと不公平感も高いので、その部分については明確にしてもらいたいということだと思うがいかがか。

（厚生労働省）保育園のような施設と一時預かり事業の併用については、何も禁止しているものではないので、御理解いただいていない自治体があるならば、明確化をさせていただきたい。

（高橋部会長）では、まずそこは明確化していただく。負担についてもいかがか。どちらが基本的に負担するのかということだが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 負担については、先ほど申し上げたとおり、原則として住所を有する自治体が一時預かりの実施主体ということにはなるが、必要に応じて自治体間の協議等で、取扱いについては決定していただくことができると考えている。実際に、市外に在住している児童の一時預かりを行っている自治体があるが、その例を見ると、里帰り先の自治体の実施主体となって補助金の申請を行っているという。千葉県の中の幾つかの自治体、また、広島県の中の幾つか自治体が、そのような相互利用の取扱いをしていると承知している。

(高橋部会長) 基本的に、住所地の自治体の実施主体ということか。里帰りの場合については、住所を基本的に移さないのではないかと。今の話だと、自治体の協議の結果、原則住所地だけれども、里帰り先でも費用負担することができるという話か。

(厚生労働省) そもそも一時預かり事業の単価というのが、一人幾らということではなく、年間の延べ人で、約600人ぐらいの単位で補助基準の区分としているもので、里帰り先で、一時預かりで一人しばらく預かったことで、その補助基準が急に変わるということは、すれすれのところにいけば別だが、通常は余りないのではないかとと思われる。

(高橋部会長) そこが自治体にとっては明確でないので、ルールを基本的なところははっきりさせてもらい、後は自治体の協議でも結構だが、基本的なルールとどこまで自治体の裁量でできるのか、協議でできるのか、そのところははっきりしてもらわないと、一々自分で考えてやらなければいけないということでは、自治体の担当者は困るので、鳥取県はルールを明確化してほしいという話だと思うが。

(厚生労働省) 鳥取県からの提案事項の資料を見ると、子ども・子育て支援交付金に係る児童一人当たりの居住自治体負担額について、全国一律の単価設定を求めるという記載をされている。一方で、実際にやっている県の情報だと、里帰り先で負担をしている例もあるので、現在、それぞれの自治体で御判断されたり、また鳥取県のような御希望もあつたりという状況だと理解をしているが、現在、取扱いの中で不明確になっている部分については、明確化に努めていきたいが、この交付金関係の取り扱い等について、統一的な取扱いを示すことが、そもそも適切なのかどうかも含めて考えることが必要かと思う。

(高橋部会長) 自治体の調整の余地は別に否定してくれという話ではなく、紛れがないように原則と自治体の裁量の余地がどこまでかという線引きを、明確にさせていただきたいということ。また、今の補助交付金の対象としてはどちらにしても受け入れれば、もしくは受け入れてもらえれば、それはどちらかの交付対象にはなるということか。どちらかの団体の600人の単価には入るといふことでよろしいか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) まずは、そこをはっきりしていただきたい。本当に受け入れて、こっちの単価にしてくれるのかとか、そこも自治体はわからないので、明確にいただきたい。

(大橋部会長代理) 今お答えいただいた内容を、ぜひ実施要綱の中に具体的に明記していただくことが大切。確認だが、当初は保育園に通っていない子どもが病気になったようなときに預かるというところから始まった制度が、こういう里帰り出産のようなものについても使えるということがだんだん定着しつつある中、他方で、これは本当に使えるかどうかということに心配している自治体もあるので、里帰り出産についても、利用可能であるということ、その場合には補助の対象になるということをはっきりしていただきたい。加えて、住所を有する自治体の実施主体で、そこが負担するという原則とすること。さらに、先ほど退園するかどうかについては、今の書き方だと「主として」とは言っても、保育所等に通っていないか、在籍していないというように書いてあるため、退園の要否ということが補助条件ではないかと、そういう読み方もあるので、退園の要否は補助の条件にはしていないということ、これは最低ラインで、できれば里帰りのたびに保育園等を辞めてということは、第二子以降の出産を阻害することにもなるので、優先的な利用調整は可能であるということもきちんと明らかにする。そういうことが、原則形態として示してもらえれば、提案団体が不安に思っていることはかなり解消されると思う。今、部会長とのやりとりを聞いていて、そういうことを実施要綱に書いていただけると理解したが間違いないか。

(厚生労働省) 今の補助金の取扱いについては、明確に一律に示せると思う。ただ、一時預かり事業で受け入れていただくことは、国が示す基準としては可能だが、自治体の判断というところもあるので、必ず里帰りのお子さんを受け入れないといけないというような示し方はちょっと難しい。

(高橋部会長) 受け入れたら対象になるという話である。

(厚生労働省) 受け入れたら補助の対象にはなるが。

(高橋部会長) また受け入れても退園を要求する必要はないということを明確にしていきたい。

(厚生労働省) そこは明確にできていると思うが、一方で、一時預かり事業で、必ず里帰り出産のお子さんを受け入れてくださいというところまでは、かなり踏み込んで、地方の裁量の余地を縛ってしまうことになるかと思うので、そこはあくまでも地方自治体の御判断でやっていただくことは可能であるということの明確化になるかと思う。また、実施要綱そのものなのか、あるいはそれを解釈した通知なのか、何かしらのレベルで明確化をしていきたいと考える。

(大橋部会長代理) ぜひ、明文でお願いしたい。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) 検討の手順などスケジュールはいかがか。

(厚生労働省) 事務的な検討で対応が可能と思っているので、できるだけ速やかに行いたい。

(高橋部会長) 自治体に受け入れを強制できないというのは補助事業だからということか、必ずしも法令上義務というわけではなく、望ましいので補助事業で推奨しているという現行制度だから受け入れは強制できないと、そういう理解か。法令上の仕組みとしてどうなのか。

(厚生労働省) もともと一時預かり事業は、記載のとおり「主として」保育所等に在籍していないお子さんを対象とすることを念頭に行っている。ただ、その余の部分については各自治体の御判断で、ほかのお子さんも受け入れていただくことが可能としており、詳細に国でこういうお子さんは必ず受け入れてくださいというようなことを地方に縛りをかけてしまうことが、余りなじまないのではないかと思う。

(高橋部会長) 承知した。ただ、実際には里帰り中は住所地の保育園には通えていないという話。今の論点はここでいきなり議論すると難しいので、事務局とよく調整されたい。

(末永参事官) 承知した。なお、受け入れるかどうかの判断というのは、帰省先が判断することになるが、実施主体が住所地の市町村であれば、実際に費用負担するのも住所地の市町村になり調整が必要になってくるので、そのことも含めて明確化していただけるよう事務局として調整していきたい。

(高橋部会長) では、よく御相談いただきたい。

<通番3：病児保育施設を整備する者の範囲に係る規制緩和（内閣府、厚生労働省）>

(高橋部会長) 前向きに検討する回答でありたいが、回答におけるNPO法人等の「等」というのはどういうことをお考えか。例えば、市町村が認めたものということで考えているのか。

(内閣府) 法人種別もさまざまな種別があるので、我々としても、市町村がしっかり責任を持つということであれば、部会長の御指摘の方向で進めたい。

(高橋部会長) 財政当局と調整が必要という話だが、来年度に向けた予算要求は概算要求で財務省と調整するということか。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) ぜひ、財務省と調整をしていただきたい。

(大橋部会長代理) 交付要綱の対象者をもう少し広くするということだが、それ以外にこれを進める上で問題になっていて、具体的に何か補助要件として加えるようなことを考えているものはあるか。補助要件が厳格になってしまうと、何のために対象を広げたのかわからないことになるがそこはいかがか。

(内閣府) 広げる以上の何か制限をつけたり、こういう所の場合はこういう条件をつけたりということは全く想定していない。病児保育事業については、自治体においても、非常に関心が高まっている。病児保育事業自体はかなり広域的な、1つの市町村だけではなく複数の自治体でまたがって利用されるような広域的な利用サービスである。市町村それぞれに一個一個つくっても採算割れになってしまうので市町村間で調整して、都道府県も間に入って採算割れしないような形で進んでおり、かなり普及が進んでいるので、そういう方向に沿った形にしたい。

<通番1：特定地域型保育事業者に対する「確認」の効力の拡大（内閣府、厚生労働省）>

(高橋部会長) まず、もともと利用調整の仕組みそのものがあるので、いきなり所在地の市町村が知らないで他の市町村の児童に利用されるとするのはあり得ない。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) 利用者の居住地市町村による確認の手續が特定地域型保育事業についてのみあるわけで、それがもう形骸化しているので、もうやめてほしいというのが自治体の提案なのだが、廃止して何か問題があるか。そこを少しお聞かせ願いたい。

(内閣府) 地域型保育事業のメニューの4つあるうち、特に事業所内保育はやや特殊なところがあるが、少なくとも小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型については、もともと集団保育で20人以上の保育所というものを原則としていながら、小さいものも地域のニーズに応じて造っても良い、という形で実施している。基本的には、この3つの類型は、先ほどの川崎市の事業者を横浜市や大田区の住民が利用する例で言えば、川崎市民の方が利用するというのが原則である。介護であれば、地域密着型サービスというものがあるが、似たようなコンセプトでやっているもので、例外的に近隣の市町村の方が利用されるということもあろうかと思うが、基本的には地域密着でやってもらうということなので、広域利用に当たっては居住地市町村による確認が必要だという制度の必要性は、制度の趣旨からしても妥当と考えている。

(高橋部会長) 地域密着だから、なぜ居住地市町村の確認が要するのか。そこがやはり1個論理が飛んでいるのではないと思うが、そこはどうか。一応この事業の確認そのものは事業者の所在地市町村がきちんとやっているのだから、給付の施設については市町村が見ている。既に、給付にふさわしい事業者である施設であるということは分かっているのだから、それをあえて、密着型だから居住地市町村がいちいち確認しなければいけない。これが制度として要らないのではないと思うが、いかがか。

(内閣府) そこに対しては、地域密着なので、介護と同じように、もし例外的に、お隣の大田区さんなり横浜市の方が利用するのであれば、居住地市町村にも確認をしていただく。しかしながら、非常に手續が大変だということなので、個別の確認ではなくて、包括的にあらかじめ市町村間で協定を結んでおけば施設ができるごとに、いちいち確認しなくても済むように簡素化をしている。

(大橋部会長代理) 同じ質問を繰り返すことになるが、多分、当初は広域的な利用は念頭に置いていないところから出発したので、そうすると、地域型保育事業者の広域利用は例外的な位置づけになるので一種の例外認定と、あとは調整機能という2つがこの確認の基礎にはあったと思う。

だが、先ほどのような努力があって、事務手續がかなり簡素化されてきたことによってこうした機能の持つ意味が相当軽くなってきてしまい、広域利用は相当進むということで、もはや例外というのはどのようなかということである。

それと、個別の確認という意味は、今、部会長が言ったように、実質的には別のところで当然所在地市町村がやっていることなので、かなり形式的なものになってしまっている現状がある。

地方公共団体に聞くと、幾ら事務手續を簡素化していただいても、協定書はあったのだろうかという確認の作業は要るし、新規協定を結ぶことになればかなりの手續が要るということで、ある市では、平成27、28年から始まった制度であるにもかかわらず、もう20市以上との間で同意不要協定を結んでいると、数もかなりになってくる。そうした負担を前提に、居住地市町村による確認を外しても大丈夫ではないかということの確認というか、立ちどまってその要件を見直すことをしてもらえないかという提案だと思うので、そこをぜひ検討いただきたいと思う。

(内閣府) 広域利用については、別の規制改革会議などでも話題になったことがあり、小規模ではない、20人以上の大きな園の場合には、広域利用という一つの園で箱を造らなくても、もし、隣の園で余っているのであれば、使いやすいように、むしろ都道府県などが間に入りながら広域利用を進めていこうということで、ここ1、2年で随分進んできているが、この4つのうち、事業所内保育は性質が違うが、特に小規模保育については、規模が非常に小さいものなので、広域利用をどんどん進めていくというものではなく、一般の保育所とは違って広域利用は、かなり例外的な扱いかと。しかも、小規模保育の場合は、0歳から2歳というものが原則なので、0歳や1歳の小さい赤ちゃんを車に乗せてということは、そんなにはないのかなとは思っている。

一方、事業所内保育の場合は、もともと前提が職域で利用されるということもあるが、今、企業主導型保育事業というものがスタートして、実際にはそちらが増えており、地域型保育事業としての事業所内保育の新設は増えていない状況である。

(高橋部会長) 事業の性質から言って、地域に密着したところでやられるという話だと思うが、たまたま、市域に近いところに居住しているような例は否定しがたい話だと思う。そういう時に、例外だからといっ

て、それを受け入れるという市町村に過度な負担をかけるのは疑問があるということだと思ふ。

繰り返すが、事業の給付にあたってふさわしい事業者かということは、所在地市町村が見ている。質はそこで担保されている。かつ、勝手に利用されないということでは、利用調整の手続は別にあるので、別に他の市町村でやられるところについては、知る機会もあるし、その段階で調整もできている。そういう意味では、実質的に空洞化しているようなものであれば、ここは思い切って削除してしまうという方向が、市町村は忙しいので、いろいろお願いしているので、忙しい市町村に負担をかけないという意味では、もう無駄な、過度な不要な手続はやめていただいたほうがいいのかなとは思ふが、そこはいかがか。

(内閣府) 今、申し上げた個別的な協議、同意ではなくて、包括的な協議、同意というスキームが随分広がっているのだから、これはちょっとお叱りを受けるかもしれないが、制度がスタートして4年、5年が経ったので、そこは、制度スタートのときにももちろん本提案と同様の声は届いていて、いろいろな通知なども出しながら、個別的な協議は要らない、包括的な形で良いという形で進めてまいったので、事務の簡素化の必要性はもちろんあると思うが、大分定着してきているのではないかとは思ふ。もちろん、無駄だとお感じになる市町村もあると思うが、そういったところは包括的な同意スキームを随分進めていただいたので、今年も来年もそういった協議が必要になるという状況は必ずしもないのかなと。

事業所内保育事業につきましても、今、申し上げたように、数が増えていないので。

(高橋部会長) なので、包括的な同意ということと言うと、実際にはもうほとんど意味がない。つまり、もはやチェックの機能を果たしていない。事業者だって1年も2年も3年もすれば、事業展開も変わっていくし、小規模保育の状況も、どんどん変わる。そういう意味では、包括的な同意になった途端に、もはや本来、特別な確認手続を予定している機能はなくなっているのだから、もう4、5年経っているということなので、時期も良いので、ここで見直していただける方向にはならないか。

もう包括的見直しは終わったのか。平成三十何年度に包括的に見直すのだったか。

(内閣府) 制度の見直しということで、今、5年間経ち、いろいろな観点で事務の簡素化とかいうことは不断にしているところである。

(高橋部会長) 包括的見直しは平成32年ではなかったか。

(内閣府) 包括というのは制度施行後。

(高橋部会長) 5年見直し。

(内閣府) それは我々、毎年のように法律改正しているが、今年も去年もやっている。

(高橋部会長) その中でこれを話題にさせていただけるとありがたいが、そこはいかがか。多分、子ども・子育ての会議があったのではないか。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) そこで諮っていただくということはできないか。

(内閣府) もちろん、こういった指摘をいただいている点については、審議会のほうにも紹介というか、報告はさせていただく。

(高橋部会長) いや、改正の必要はないかという形で聞いていただきたいと思うが、そこはいかがか。

(内閣府) 今、私どもとしては、個別的な同意スキームではなくて、簡素化されたスキームでもって、制度の運用は進めていきたいという立場だが。

(高橋部会長) なので、個別の確認制度も削除いただいて、この際。

(内閣府) 政府の会議からそのような指摘をいただいたということは、もちろん報告をさせていただきたいと思う。

(高橋部会長) そうではなく、改正の方向で考えられないかという。

内閣府としては、動かしませんが、でも指摘がありましたでは、子ども・子育て会議は動くわけがないので、そこはそういうふうにしていただけないか。支障があるので、その支障を受け止めて、改正する方向でというように。

(内閣府) 委員の中にも自治体の関係者の方、市長会とか知事会もいるので、そこはもちろん意見を伺うということにはさせていただきたいと思う。

(大橋部会長代理) やはり今回の提案は、今、うまくやってきたとおっしゃった事務手続の簡素化がされた現行法を前提にして、これでもまだ問題があるということなので、今の制度で良いと思うという回答にはならないと思う。

やはりこの問題を正面から受け止めてもらう必要があって、事務の簡素化を進めてきて、確かに良い方向に来ているのを進化の過程に沿って、もう一步進めるのだとしたら、やはりこの確認をもう一回見直すということ、当然、廃止ということが射程に入ってくる。それをしてくださいというのが、今回の提案の趣旨なので、もし、子ども・子育てのほうで議論をいただくのであれば、問題の出し方は廃止についてどうか、という形で聞いていただくのが筋ではないかという気はする。

(内閣府) 今の27年度の制定当初から、この43条4項ただし書き等々で事務の簡素化が、もともとビルトインされていたわけだが、さらに運用の過程でいろいろな議論もあって、通知も出して、運用の中でもより一步進めるような形でまいった。先生方の指摘はこの際法律改正までという指摘だろうと思うが、もちろん、そういう意見もあるだろうし、私どもとしては、今の現行法の中で、さらに通知をより深めたような、運用のより改善ということも含めて、検討していくということも考えないといけないと思う。

法律改正を前提としてということだと、我々としてつらいところがあると思う。

(大橋部会長代理) でも、この事務手続の簡素化の通知を深めるといっても、客観的に何を深めるのか、もう文章表現とかの話でもないし、かなりこの制度の中ではやり尽くされている気はする。それを受けての提案なので、次のステージを射程に入れて議論いただいて、その結果をお知らせいただくということなのかと思う。

(内閣府) 我々も、子ども・子育て支援法は非常に大きな体系で、似たようなというか、相当たくさん行政行為、行政処分があるので、自治体によってはかなり上手にやっている取組みもある。そこは提案団体以外の団体で、どんな工夫をしているかといったところは取材してみたいと思う。

(高橋部会長) 繰り返すが、簡素化した中で、簡素化したことによる支障事例は起きているか。そんなことは確認できていないと思う。であれば、もう制度としてこんな形骸化したことを要求するよりか、支障がないのだったら無くしてしまうという方向もあると思うので、実態も事務局とよく相談していただいて、支障があるかどうかということも含めてお考えいただいて、支障がなければもう無駄な事務はこの際やめってしまう方向で。皆さん、お忙しいので。

(内閣府) その認識は我々も共有している。

(高橋部会長) ぜひ検討をお願いしたいと思う。

(勢一構成員) この提案の示す内容をまずは受けとめていただきたいというのがお願いである。

自治体のほうは、この確認の手続が必要ないということを示して、投げかけているので、次のステージは、国の側がもし確認を外してしまったらこれだけ問題があるということをお示しいただいて、お返事いただかないと、この提案ができないということの証左にならない。そういうやりとりの中でどういう制度が良いのかということ、地方と国できっちり見ていくことがこの提案募集の趣旨なので、もし、この提案を受け入れたとしたら、支障があるというのであれば、それをぜひお示しいただきたいと思う。

(内閣府) 当然そうだと思う。

(小早川構成員) 他の方と同じ趣旨になるが、今までの話を伺っていても、市町村に一定の負担を求めらるであればなぜそれが必要なのかという、制度の趣旨そのものの説明が、今までの話の中でされていない。その制度を改めたらどう支障が生ずるかということと裏返しの話でもあるが、もともとこれを維持する必要性が何かあるのかということの説明がないので、それでは、市町村としても信頼関係にかかわる問題ではないかと思う。

(高橋部会長) いろいろな視点から指摘いただいたので、それを踏まえて検討いただければありがたいと思う。

それでは、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。引き続き何とぞ協力のほどよろしくお願ひしたい。

<通番 13：居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長（厚生労働省）>

(伊藤構成員) 今年度、調査を実施予定ということであるが、示していただいた資料の10ページの主任ケアマネジャー数の推移で、これは平成28年の実績を基に5年間推計して、平成32年、令和2年には十分な数の主任ケアマネジャーが確保できるだろうという見通しの基に経過期間を設定したのだと思うが、そもそも平成28年の

後の実際の実績値というのは、データとしてお持ちか。毎年度、通常であれば、現実にどれぐらい主任ケアマネジャーが増えたかという数は把握する必要があると思うが、その点はいかがか。

(厚生労働省) サンプル調査として足元で検証した状況では、毎年、見込んでいるように4,000~5,000人の主任ケアマネジャーが増加しているの、おおむねこのように推移していると思っている。ただ、サンプル調査であるので、この機会に全ての事業所に調査をかけたいということで実態調査を行うものである。

(伊藤構成員) 仮に今年度、実態調査を全ての事業所に対して行って、平成31年、令和元年の推計値と実際の実績値に乖離がある状況が出た場合には、場合によっては経過措置期間の延長とか、あるいはさらなる対応策を考えなければいけないのであるが、3年間の経過期間があって、その最後の年に実績と推計が実際に分かるというのは、対応としては遅いような気がするが、この点はどうお考えなのか。

(厚生労働省) サンプル調査で確認してきているが、念には念を入れて、今回は、今週発出するのだが、都道府県を通じて市町村にお願いして、市町村の地域内におけるケアマネジメント事業所に調査を依頼して、きちんと確認していきたいと考えている。

(伊藤構成員) 同時に、全国的にはそのような推計になっているかもしれないが、地域によっては主任ケアマネジャーが全然確保できない見通しで、経過措置期間が終わると事業所が継続できない可能性が出てくるという声が出ていて、今回の提案になっている。場合によってそういう状況になったときには、どのような対応を考えているのかお聞きしたい。

(厚生労働省) 全国ベースの推計は、先ほど申し上げたとおり、サンプル調査では推計どおりに推移していると思っている。ただし、御指摘のあったように地域偏在といったことはあるのかもしれない。そういうことで、今回全数調査を行おうと考えている。行った調査の結果を踏まえつつ、それはいずれ介護給付費分科会で議論もしていきたいと思っているが、今の時点で何かするかということではなくて、まずは調査をして、その調査の結果を踏まえて分科会で議論をいただくということを考えている。

(大橋部会長代理) 今の質問の続きであるが、経過期間を設けたときの基本的なベースは全国の推計を念頭に置かれているが、例えば介護給付費分科会において人材確保の状況を検証する場合には、単に全国の概算的なものではなくて、もし地域によって偏在の状況が確認できれば、その偏在状況の下で廃止に追い込まれるようなことになれば、せっかくレベルが高い主任介護支援専門員を管理者の要件として設けたがために逆にサービスの提供ができなくなる状況が生まれるというのは、当初予定したことではないと思う。そのような地域の実情や偏在ということ、先ほど御発言のあった全数調査を行う場合には、その点も細かく見ていただいて、提案に基づく期間の延長を御検討いただけるという理解でよいか。

(厚生労働省) 具体的な措置についてまで申し上げる段階にはないが、地域の偏在みたいなことがあるのかという御指摘は頭に入れて調査をし、その調査を受けて介護給付費分科会で議論もしてまいりたいと考えている。

(高橋部会長) 事業所としては、特に条件が悪いところだどぎりぎりできているところがあって、条件がどうも難しいとなると、早々にやめてしまう場合もあるかもしれない。そういう意味では、早目に延長するならば延長する方針を出していただいて、将来を見越してやめてしまうような事業所が出てこないように余裕を持った取り組みをしていただきたいと思うが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 冒頭申し上げたように、ケアマネジメントの質の向上も大事な課題だと思っている、それで期限を切ってこの経過措置を設けたわけである。その間に、まだ主任ケアマネジャーになれていない事業所の方は研修を受けていただけるようお願いし、都道府県にも土日の研修で受けられるとか、あるいはeラーニングを活用して受けられるといった工夫をお願いして、現にそのようなものを活用して、勤務しながら主任ケアマネジャーの資格を取って続けていこうという方も大勢おられるということであるので、まずそのような状況があるわけである。ただ、いずれにしても、社会保障審議会でも検証をするようにという話とセットで始めたことであるので、その検証をまずしっかりとやっていきたいと考えている。

(高橋部会長) 検討のスケジュールはいかがか。

(厚生労働省) 今週、調査票を発出するので、通常であれば年内、遅くとも年度内には、介護給付費分科会で議論したいと思っている。

(高橋部会長) 年度内で、結論はいつ頃見えるか。

(厚生労働省) 介護給付費分科会で議論すれば、何かの結論は出るのだと思う。

(高橋部会長) 介護給付費分科会で、大体普通はどのぐらいのスパンで結論が出るのか。

(厚生労働省) 普通は1回とか2回で出ると思う。

(高橋部会長) 1回か2回で出るのか。

(厚生労働省) そう思っている。ただ、来年の通常国会に介護保険法の改正法案の提出というのが、通常のサイクルだと想定されており、これから介護保険法の改正の議論とか、様々あるものであるから、通常であれば年内に議論できると思うと申し上げたのであるが、少し幅を持って年度内ということを上り上げたということである。いろいろな項目を議論した上で、最後の取りまとめというプロセスとなるかもしれないので、1回とか2回と幅を持って申し上げたということである。

(高橋部会長) そうすると、重複感があるかもしれないが、今回、調査票を発出して、データがまとまるのはいつ頃か。

(厚生労働省) 最近、国も地方も事業所も人手不足なので、通常であれば11月ぐらいにまとまると思っているが、そこも少し回収が遅れたりすることも最近このような調査はあるので、幅を持って、通常であれば年内、遅くとも年度内にはと申し上げた。

(高橋部会長) 事務局はどうか。日程的にもう少し早くしてほしいという話はないか。

(林参事官) 提案団体は、部会長もおっしゃったとおり、事業所が、どちらの結論になるのかということを含めて早く準備をしたい、または相応の対応をしたいとおっしゃっているので、できるだけ早く結論を出していただきたいということである。

(高橋部会長) ぎりぎりのところでやっているところは早目に結論を出していただきたいという思いがあると思うので、そこはなるべくこちらの方向と合わせて、何とか我々の作業とうまくコラボできるような形で、よくよく事務局と作業日程を調整していただければありがたいと思うが、この点、お願いできるか。

(厚生労働省) 我々の作業の状況は、事務局とも連携をさせていただければと思う。

(大橋部会長代理) 調査いただく上で、先ほどは人数のことばかり申し上げたのであるが、実際に働いているケアマネジャーの方が、その時間の中で受講できているか、できていないかという状況であるとか、今までに例えば一つの実務従事期間として5年を研修の要件として設けているとすると、これをどれぐらいまで充足できている状況にあるのかとか、そのような個別のところ、原因のところも調べていただければということか。

(厚生労働省) 今、御指摘いただいたものは、調査の中にも入っている。加えて、最近、ケアマネジャーになった方を捉えた議論も多いように見られるが、もともとケアマネジャーの資格を持っている方は数十万人おられて、そのうちの大半が実務従事期間5年以上の方という状況であるので、その方たちが、この4万数千の事業所の主任ケアマネジャーになっていただけかという話である。一部の自治体の方で、最近取られた方が5年に満たないからとか、そのような話も多くあるが、全体の枠としては、そのような議論の中でどれぐらいの期間をもってケアマネジメント事業所の質を高めていけるかという中で前回経過措置期間を3年とし、ただし、検証をしていくということだったことは、御理解いただければと思う。

(大橋部会長代理) 地域の実情を見てほしいということ先ほどからお願いしているので、そのような中では、例えばひとりケアマネジャーみたいな形で働いている方が、なかなか忙殺されて受講できないような事情があるとか、そのような受講の可能性の問題なども踏まえて御検討いただければと思う。

(厚生労働省) アンケートの中には、受講できないという人についてのできない理由ということも含んでいる。

(高橋部会長) では、事務局とよくよく作業スケジュールも打ち合わせながらやっていただければありがたいと思う。どうもありがとうございました。

<通番 14：小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員上限及び通いサービスの利用定員上限の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) まず、この提案は、一定の施設規模の面積とか人員については別に基準があつて、それについては満たすことを前提に提案がされているわけである。このような事例について少し定員を増員してほしいという提案であるが、そのような観点から、定員以外の条件が満たされているときに、なぜ若干の定員増によってサービスの質が、特に安全面等も含めて、低下するとお考えなのか。

(厚生労働省) 小規模多機能型居宅介護は、29人以下という人数の下で、様々な人員配置基準など、他の住まい、特別養護老人ホームなどと比べて緩和している。あるいは、訪問介護についても、その資格を求めないなどの緩和をしているので、そこについての人数を増やすとケアの質の低下を招くということ懸念しているものであつて、実際に、社会保障審議会でも、そのような議論についてどう考えるのかという議論をしていただいたが、

その登録基準はきちんと守るべきだという意見だったということである。補足ということで、この市町村の島牧村に当てはまるかどうか分からないが、様々なパッケージからいろいろ御検討いただいたらどうかということに記載させていただいている。

(高橋部会長) ただ、村であるので、要するに、サテライト事業所もやろうとか、いろいろ考えても、もともとなかなか新しい設備を作るのは難しいということがあった。それが、要するに、このような提案に結びついたわけである。その意味では、条件を整備すれば、今、市町村合併で非常に規模も大きくなっている中で、その中に1つしかできないような自治体はいっぱい出てきていると思うのであるが、そのようなところまで、需要が自らの自治体の努力で増えてきたところに29人という枠をはめることについては、何か検討される余地はないのか。

(厚生労働省) そのような29人以下という地域密着型サービスとも共通する人員基準について議論をしたわけであって、それについて否定的な結論が出されているということである。

(高橋部会長) そのような村の存在まで踏まえて議論されたのか。全国の基準ということで議論をされただけで、このような非常に特別な自治体の存在を踏まえて十分に議論されたのか。

(厚生労働省) 地域密着型サービスは全国一律にやっており、その中で29人というのはかなり大事な人員の基準であるということで議論がなされて、否定的な結論が出たということである。

(大橋部会長代理) 先ほど御紹介があった18ページの報酬改定時の議論、例えば、反対意見の②を見ると、おっしゃられた委員の先生は、29人という定員に加えサテライト事業所を2つまで持つことが可能だから、そのような枠の中で対応すればいいではないかとか、これは全国平均だと思うが、登録定員の平均が19.4というところにとどまっているので、29人という枠は十分なので、必要ないのではないかという、この2つが基礎にあつての立論だと思う。であるが、これは全国についてはそうなのかもしれないが、これは地域の実情とかということとは全然前提になっていないわけで、例えば、過疎とか、少し遠い僻地にあるようなところは、このような条件を満たせないで、実際にはサテライトを設けるまでの規模にはとてもいけないというところがある。一方、小規模多機能型居宅介護が全然利用されていないということではなくて、非常に評判がよくて、あと数名、定員上限を何とか増やしてもらえれば、非常に地域のニーズを満たすことができるというときに、例外的にこのような地域のところで新規参入が難しいというところについて、少し緩めてもらえないかという議論である。この報酬改定時の議論は、そのようなことを念頭に置いて排除しているようなものではなくて、ここで言っている29人というのもサテライト事業所ありきの29人なので、例外を検討いただくことは排除されていないとは思っているが、いかがか。

(厚生労働省) 代表的な意見だけを持ってまいったが、この29人という基準については、強く維持すべきという意見だったということである。それから、私どもは島牧村に接触はしていないが、いただいた資料を見ると、このオレンジ部分が小規模多機能型居宅介護の施設、緑のサークルが総合福祉医療センター、これが一体となって村の福祉・医療の機能を果たされているのだろうと推察して、先ほど、個別具体的に当てはまるかどうか分からないが、様々な選択肢を示した。例えば、この辺にショートステイやヘルパーステーションみたいなものを置くことでもし充足できるのなら、そのような選択肢もあるのではないかと申し上げたわけである。あるいは、近くにサテライト型事業所を設けるということである。

(高橋部会長) サテライト型事業所は併設も可能なのか。

(厚生労働省) サテライト型事業所は歩いて20分ぐらいのところということである。

(高橋部会長) 併設は無理ということか。

(厚生労働省) そうである。結局、機能としては、通う、訪問する、泊まる、要するに、ヘルパーステーション、デイサービス、ショートステイということであるので、そのような機能を持つ事業所を併設することは可能である。

(高橋部会長) しかし、結局、それを補充しても、小規模多機能型居宅介護事業所が全体として供給しているサービスではないのではないのか。

(厚生労働省) 同等のサービスの提供の工夫がいろいろできるのではないかとということで補足させていただいたということである。もし御相談があれば、対応させていただきたいと思う。

(高橋部会長) 要は、繰り返しとなるが、本当にそのような村や、現在、合併で大きくなって、自治体としては最低限、1施設しか提供できないということの状況も踏まえて議論されたかどうかという話なので、そこは、このような提案があったので、そのような事情の中で、部分的・例外的に、特定の条件がある自治体については若干の定員の上乗せができないかどうかを社会保障審議会の中で議論していただくということも、不可能なのか。

(厚生労働省) 結局、地域密着型サービスとか、小規模多機能型居宅介護とかという、定義の問題ですので、なかなかそれが29人についてどう考えるかという議論をしたときに。

(高橋部会長) それは全国標準の話ではないか。

(厚生労働省) 全国標準というのは全国に当てはめるための標準であるので、様々な地域のことを踏まえた上での議論を当然していただいているということである。

(大橋部会長代理) 踏まえていないと思う。

(厚生労働省) 当該村から、その当時、要望はなかったと思うが。

(大橋部会長代理) だから、その後に出てきたということ。

(厚生労働省) だから、そのような様々な地域の実情、声も踏まえて、有識者の委員を含めて議論をいただいたと。

(大橋部会長代理) この社会保障審議会介護給付費分科会の委員が議論をしたときには、このような地域の実情は出ていなくて、福祉の観点から今まである制度との横並びで枠組みを作られたということであり、それはよしとして、この提案募集検討専門部会では問題の出方が違って、実際に執行されている様々な地方公共団体の方が、それぞれの置かれた地域状況とか、事業者の偏在状況とか、そのようなものを踏まえて、執行面でこのところが難しいから何とかならないかと新しい考慮要素を提起しているわけであるから、ぜひそれを踏まえて、もう一度、それでもなおこの数字で貫徹して、そのような地域のところでは、定員29名を超えたところは介護離職が起きようが、それはしょうがないということで我慢してくださいという話になるのかどうか、検討いただく必要があると思うが。

(厚生労働省) 回答は申し上げたとおりである。

(高橋部会長) 提案があったのに、それを社会保障審議会に取り次がないという話か。

(厚生労働省) 既に議論もしたものである。

(高橋部会長) だから、議論されていない。

(厚生労働省) それから、様々な事業所のサービスの組み合わせで工夫ができる余地があるということも申し上げて、それをぜひ提案団体にお伝えいただければと思っている。

(小早川構成員) いろいろな制度の組み合わせがあり得るということを先ほどから言っておられるが、一方で、島牧村とは直接の接触はしておられないということである。もし、島牧村に限らないが、市町村から29人というところでうちは苦しいのだけれども何かいい組み合わせはないかという声があったら、それは受けて相談に乗るという体制はあるのか。

(厚生労働省) 一度に多く来られたら別であるが、通常、様々な市町村とはいろいろな問題について意見交換をさせていただいているので、中には中山間地域の方のお悩みとかをお聞かせいただく機会もあるし、都道府県を通じてお聞かせいただくこともある。あるいは、御相談に来られる方もいるので、これはこの提案自治体と接触してはいけないというルールの下で実情を聞いていないだけであって、これとは別に御相談があれば、御相談に応じたいと考えている。

(小早川構成員) 提案自治体とは接触してはいけないというルールがあるようだが、提案自治体から、提案の中身が実質的にクリアできるような知恵が欲しいという申し出があったらどうなのか。

(林参事官) そのような場合に、例えば、こちらが立ち会って接触していただくとか、こちらの同意の下で接触していただくとか、そういう条件の下であれば、そういうことも可能である。

(高橋部会長) それもそうなのであるが、社会保障審議会であらゆることを想定して決めたと言われると、少し私は納得できなくて、島牧村のような具体の事例を想定して本当に議論されたのか。

(厚生労働省) 例えば、都市部などで、用地取得の関係で、ぴったり29人にいいようなサイズの用地が取得できるとは限らなくて、もう少し大きめであったり、いろいろあるわけである。そういうときに、整備を進める観点からは、29人という数にとらわれることはなく、もう少し大きな、小規模でない中規模のような多機能居宅介護施設があつていいのではないかという一つの事例、これは都市部の事例であるが、いずれにしても、この施設を大事に使っていかうとすると、取得した用地、空いた土地を全部買わないと、端っこだけ残してちょうど適正な部分だけ売ってくれというわけにはいかないのだから、買うとすると、もう少し30名を超えて定員があつた方が回っていくし、その方が大都市における施設整備も進むのではないかという実情の例が一つはあつたと聞いている。それ以外にあつたかどうかは別にして、根っこは、要するに、もう少しここで引き取りたいのだという要望という意味では、全く無関係のものではないと思う。

(高橋部会長) そのような大都市こそサテライト型事業所はなじむわけで、そういうものについては、要するに、小

規模にとどめておいて、サテライト型を別に作ることで、そのような施設は大規模都市だったらあり得るわけである。今の事例で島牧村の事例を包含したと私はとても思えない。その意味では、繰り返すが、このような一つの施設しか整備できないようなところで、かつ、中規模と言わずに、例えば、定員の5%程度のところで、要するに、例外的に認めてくれる余地はないのかという形で審議会で議論されたとは私はとても思えないということを申し上げている。であるので、そこは別に議論できないか、結論は専門的な機関だからいろいろとあると思うが、まず、議論をしないということ自体が私には全く理解できない。

(厚生労働省) 議論をした上でこのような結論を得ているということをお願いしている。

(高橋部会長) 審議会にもう一回聞いてほしい。このような意見が出ているが、そのような認識の下で議論されたかどうか、それを確認したいということぐらいは審議会に聞けるのではないかと。

(厚生労働省) この第1次回答に尽きていると思う。

(大橋部会長代理) 地域のこのような実情が執行面から出ているわけであるから、制度設計をされるところにフィードバックをしていただくというのは、私は必要だと思う。その御判断はあるにせよ。このような提案という形で正規の手に乗って出ているわけである。先ほどお出しになった事例であれば、大都市だし、事業者もいるし、サテライト型事業所に対応できるので、それについては先ほどの社会保障審議会介護給付費分科会の委員の先生の御回答は一定の答えになっていると私も思うが、この提案に出ている問題は全然問題の状況が違う。非常に過疎で悩んでいるようなところで、これ以上は他に余力がないようなところで提案が出ているのであるから、それでも29人なのかという議論はぜひしていただきたいと思う。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、29人というのは、先ほど来、申し上げていることで整理がされているので、それを前提にどのような工夫ができるかということについて御提案申し上げているということである。

(小早川構成員) 今の論点に関して言えば、こちらは、このタイプの問題については議論、検討されていないのではないかとこのことに対して、そちらからの御回答では、そこは議論されていると言われる。それではどうも納得できない。そこは何か、ちゃんとこのような資料を審議会に出した、それについて特に異論もなかったというエビデンスをいただければ、今の論点は少し前進すると思うが、そうでないと、こちらとしては、そこは念頭に置かず今の制度ができていのだと考えざるを得ないという気がする。

(高橋部会長) 審議会の議事録を踏まえて、要するに、これは島牧村のような例も踏まえた検討結果であるというエビデンスを事務局に出していただければありがたいと思う。

(厚生労働省) 御要望があったので、確認したいと思う。

(高橋部会長) それから、もし必要であれば、事務局同席の上、島牧村と少しお話しする機会を設定していただければありがたいと思う。両方とも同時並行でやってほしい。

(厚生労働省) 承った。

(高橋部会長) よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

<通番18：へき地における同一開設者の病院間での転院に関する取扱いの見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) まず、前半のほうだが、機能分化がその政策として合理的であるというのは理解できる。ただ、地域によって機能分化が必ずしも厚生労働省の政策どおりにいかない地域もあるのではないかと。特にこの提案のあったところは、同一主体でも機能分化ができないような病院もある。そうすると、一般病院同士で転院みたいなことがあり得るとというのが提案団体の御主張なので、機能分担の点から、事実上、一般病棟から一般病棟だが、機能が違った形で転院をしていただくということの実質を見た場合に、それを評価していただけるという仕組みは考えられないのか。

(厚生労働省) まさにその機能をどう見るかというところが、一般病棟なのか、回復期リハとか、その病棟がどういう機能なのかということではしか見られないので、明確に外形的にわかるものでないと難しいと思う。

そういう意味では、急性増悪とか、本当に転院が必要な場合には、例外的に入院起算日のリセットを認めているので、本当に転院の医療上の必要性がある場合については例外を設けている。その上の基本的な考え方としては、本当に機能が違うところに転院することを基本として、今、申し上げたような例外も設けているので、こういったところを基本から除いてしまうと、冒頭の話に戻ってしまうが、もともと転院の必要がないものについても転院をさせてリセットをするということを起こしかねないということもある。

(高橋部会長) 話の腰を折って申しわけないが、全国一律に抜いてくれと言っているわけではない。要するに、厚

生労働省の政策どおりの機能分化が、先ほど後半で御指摘いただいたが、公立病院のあり方として、地域医療を担っているところで、しかし、地域にそれぞれ置かなければいけないというときに、それぞれの病院ごとには機能分化が徹底できないような場合について、そこを、例外的に、条件つきで特例措置を認めていただけないかという御提案だと思う。

全国一律にこの制度をなし崩しにしてくださいという話ではなく、地域医療を担う、多分公的な機関の病院だと思うが、そこが、地域をしっかりと担おうとするときに、合理的な連携を図る上で転院をせざるを得ないというときに、そこは実情を見て、点数を見てもらえませんかというお願いだと思う。そこは例外の条件はきちんとはめた上でのお願いだということをお理解いただければありがたい。

(厚生労働省) これは医政局とも相談ということになるが、どの地域でどういう保険であればそういう例外を認めるかという要件設定がなかなか難しいと思う。

(大橋部会長代理) 言われる原則論はよくわかる。全国一律の制度としては、納得できる。

ただ、伺っていると、先ほどの医療資源がすごく乏しくて、一定のエリアに公立病院がいっぱい同系列のようなものがあるような地域があるという状況のもとでは、多分これは22ページに書いていただいた除外要件、にどう当てはまるかという問題として議論するような話になるのかなと思う。その除外要件のときの見方が、普通の場合だったら一般病棟と、資料4の22ページ、異なる機能の間というところで、普通だったら一般病棟から一般病棟はだめですとか、一般病棟とリハビリ病棟という形で、ある程度、施設基準を異にした2つの病院があって、その間の行き渡しがあったかどうかというところで、除外要件は、ある意味、形式的に判断できる。それは全国基準としてはいいと思うが、多分こういう僻地のこういう状況があるようなところについては、除外要件を見る時には少し実質的に見ていただいて、例えば、何かリハビリ用の専用病棟としてつくるまではなかなか需要がないようなエリアで、一般病棟から一般病棟に移ったようには見えるが、実際にやっている中身を見たら、こちらが一般の医療に対して、こちらはリハビリのことをやっているという形のものがあれば、そこでは、費用をごまかすとか、そういう加算目当ての措置ではないということを確認した上で、そこでやっている転院には合理性があるということをお認めいただける場合には、この除外要件には該当するという形で、除外要件を緩やかにというか、実質的に見ていただくような工夫は可能ではないか。こういう僻地、医療資源が乏しいというか、今回提案に出ているような形での地域状況のもとでは、そういう実質的な配慮をお願いできないかという提案ではないかと思うので、私は設定されている枠組みの中でも議論できると思う。特殊なお願いをしているが、その特殊はどこから来るかという、これは地域の実情から来ているものなので、何も変なことではなくて、難しい問題はあろうと思うが、そこは専門の方を入れていただいて、これが本当に機能分化を前提とした転院と見られるのかどうかというところを実質的に見ていただくとか、チェックする方法はいろいろあると思うので、そんな形でやっていただかないと、形式的に除外要件まで設けて、かなり柔軟に対応されようとした現行の枠の中でもなおおはじかれてしまうような部分が残ってしまう。私はそここのところの問題かなと思う。さっき部会長が言ったことと同じことを言っているが、そちらの枠組みに即してお話ししているのだが、そういう工夫というか、御検討をお願いできないか。

そんなに波及する範囲の大きな制度のつくりかえということでもできる話ではないのかなと考えるが。
(高橋部会長) いかがか。

(厚生労働省) なかなか答えが難しいが、一般病床は、この地域は、全く御指摘のとおり、たくさんある。それがうまく機能分化が現時点でされていない。それは、本来は機能分化をしっかりしていただくということがあつたというのが一つと、外形的に見たときに同じ一般病床の中での転院をどう例外に扱うかというところの線引きが技術的にもなかなか難しいのかなということもある。

(高橋部会長) 回復期リハビリテーション病棟という施設基準があるようだが、それを地域の医療資源の中で満たそうと思っても満たせない場合だってあり得るのではないかな。それをやれというのが無理なのではないか。地域が広く、過疎で、かつ、病人すらも地域にぱらぱらとしかいないようなところで、そんな回復期リハビリテーション病棟の施設基準を満たすような病棟をつくれるというのを要求するのは難しいのではないかな。

(厚生労働省) 技術的な話は一度持ち帰らせていただくが、基本的な考え方は先ほど申し上げたとおり。その中で、この例外でどこまで対応できるかについて、一応の持ち帰りにさせていただく。

(高橋部会長) 持ち帰って、それは先ほどの医政局も同じで、多分自治体が頑張っ、これほど限界化している地域を広く公的な病院で担おうというときに、全体として何かすごく厳しいようなことを要求している制度になっているのではないかなと思う。

そういう意味では、ぎりぎりのところで地域医療を担おうとしているところを、制度的に邪魔しないように、そういうものをきちんと検討して、一回両局で御検討いただければありがたいと思うが、先ほどの医政局のほうは御検討いただけるということによろしいか。

(厚生労働省) 先ほど申し上げたように、一律のルールとしては先ほど御理解いただいたようなものがある中、極めて特殊なケース、特殊というところとちょっと言い方はよくないが、地域の実情に応じてこういう困り事があるという御提案をどういうふうクリアできるか。同一法人ルールをそのものの形で緩めるというのは私どもとしてはなかなか難しいと思うが、何か工夫があるのかというのは私どもとしても考えさせていただき余地はあるだろうし、もっと実態を伺う必要があると思っている。

1点、付言させていただくと、前の話、私どもは同一法人ルールのところで地域医療支援病院のお話をいただいているが、いただいた22ページの図に関して申し上げますと、今、大橋部会長代理も御指摘がありましたように、地域においてはいろいろ実情に幅がある。その中で、少なくとも診療報酬は後からついてくるわけで、その前は、私どもの地域医療の医療法の中で整理をしているが、ある程度の割り切りをさせていただかないと、例えば、急性期と言われている病棟、箱の中にもいろいろな方がおられ、お一人お一人に着目してもある程度状況は変わる中において、一定の割り切りの中でルールをつくり、また、見える化をして、その中である程度整理をしているということは御理解いただきたい。同一法人ルールのほうに返れば、そこについては先ほどの繰り返しなので、避けさせていただく。

(高橋部会長) 時間が参ってしまった。両局で少し工夫していただいて、検討していただいて、その結果をまた2次ヒアリングに持ってきていただければありがたい。

本日は、お忙しいころ、どうもありがとうございました。引き続き、よろしく願います。

<通番 32：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲（経済産業省）>

(高橋部会長) 広範にいろいろ意見を聞いていただくこと、それ自体は非常によいことで、ありがたいことだと思うが、2次回答までに調査結果はまとめていただけるのか。

(経済産業省) まとめたかと思っている。できるだけ早く事務局と内容について御相談させていただいた上で、できれば8月中、遅くとも9月の初めには回収をしてまとめたいと思っている。

(高橋部会長) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく手続全般を対象にしたアンケートということによろしいか。

(経済産業省) 先ほど31ページにあるような中身についての調査を考えている。

(高橋部会長) 1次回答の保安領域という話がちょっと限定のように見えたので、そこは権限全般についてということによろしいか。

(経済産業省) その点については、事務局ともよく相談をして進めたいと思う。

(高橋部会長) よろしく願います。それから、事務処理特例についてお話しされていたが、事務処理特例と権限移譲とは全く性格が別であり、提案団体が事務処理特例でない権限移譲を要求しているの、権限移譲ということで御検討いただければありがたいと思う。

(経済産業省) その点につきましても、これから実施する調査で、各関係機関の御意向とか、実態とか、そういったものを踏まえて、必要があれば当然権限移譲ということも考えたいと思っている。

(高橋部会長) それから、経緯だが、高圧ガス保安法と火薬類取締法について、指定都市に移譲するとき、なぜ液化ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律だけ抜けたのか、何か経緯は御存じか。

(経済産業省) 私の承知しているところで申し上げますと、まず、先ほど申し上げたように、高圧ガス保安法については、当時、指定都市市長会から指定都市のいわゆる総意として一致した御要望があったということだが、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律までについての御要望は特になかった。また、当時、高圧ガス保安法と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の場合、特別法ではあるが、高圧ガス保安法は事業所を対象にしているのに対して、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、一般消費者に規制をかけることは難しいため、いわゆる事業者ベースで規制をかけている。その仕組みが違うということもあり、その当時のいろいろな検討の経緯の結果、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律のところは抜いて、高圧ガス保安法の部分だけ移譲されたと認識している。

(高橋部会長) ただ、消防とかも考えると、指定都市が一括して他法と合わせてやったほうが合理的なのではないかと思うが、その関係団体の御意向とかということ抜いて、一般的な合理性という点ではどうか。

(経済産業省) 先ほど事務処理特例と権限移譲が異なるというお話があったが、現に我々の調べたところでは、幾つかの府県では条例で全て移譲しているところもあると聞いているので、そうしたほうが効率的だと思われるところは条例でやっているのだと思う。他のところも同じような形で、全部法律でこの際やったほうがいいということであれば、法律でやることも視野に入れて考えたいと思う。

(大橋部会長代理) 前提として、指定都市は既にこういう保安関係の法律は所管した実績があるので、そのところについての心配はないのかという調査の他、今回の提案によれば、行政機関とか事業者に対して、窓口が分かれたことに対する負担が生まれているということなので、そこを分けてやっているところについては、重点的に聞いていただいて、同じような負担があるかどうかを調査いただくということが調査の中に入っているという理解でよいか。

(経済産業省) そのあたりを含めて調査をしたいと思っている。

(高橋部会長) かなりのところが事務処理特例になっているということであれば、この際、法律で権限移譲をしていただきたい。その上で、実情を調べるというお話であるので、事務局とよく相談しながら、2次ヒアリングまでに、そのアンケート結果を踏まえた御見解を御提示いただければありがたいと思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)